

## 入院食事療養に関する事項

当院は、地方厚生局長に、食事療養費(1)を届け出ている医療機関です。

食事の提供では、管理栄養士によって管理された食事を3食適時・適温で提供しております。(夕食については午後6時以降)

### 入院時食事療養費(1)(1食につき) (算定額)

(1) (2)以外の食事療養を行う場合……………670円

(2) 流動食のみを提供する場合……………605円

別に厚生労働大臣が定める※特別食を提供した場合は、76円を1日につき3食を限度に提供しています。

※特別食…患者様の病気や治療の必要性に応じて医師が指示す食事。

(令和6年6月1日の診療報酬点数改正) ※標準負担額が患者様負担額です。

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食あたり)	
上位所得者	現役並み	490円	
一般	一般		
低所得者	低所得者Ⅱ	90日まで入院	230円
		91日まで入院 (長期該当者)	180円
該当なし	該当なし	110円	

ただし、指定難病の患者又は小児慢性特定疾病患者であって一般所得区分に該当する患者様については、280円となります。